

当院における新型コロナウイルス感染予防対策について

1. 院内の感染予防対策

1-1. 院内の環境整備

院内の環境を清潔に保つため、毎日にクリーンキーパーのポジションを設け、下記の項目のチェックを行います。

(1)アルコール洗浄液または次亜塩素酸水による消毒を行います

不特定多数の人が触れる場所に関しては、定期的に1回のアルコール洗浄液による洗浄または次亜塩素酸水による消毒を行っております。特にデスクや椅子、ドアノブ、エレベーターの押しボタン、電気のスイッチ、階段の手すり、会議室のテーブル、トイレ内などは念入りに、通常の清掃に加えて、希釈した次亜塩素酸水を用いたふき取り掃除を行っております。

診察時の聴診器やその他備品、検査機器に関しても、使用後は必ずアルコール洗浄液または次亜塩素酸水で清拭します。

(2)加湿器を用いて、院内の湿度を50~60%(*4)に保ちます

定期的に1度湿度計を確認するようにし、必要に応じて水を入れた霧吹きなども併用することで、湿度が50%を下回ることのないよう管理しております。

※4：湿度は50~60%が適切であると発表されています。「新型コロナウイルス感染症に備えて ~一人ひとりができる対策を知っておこう~」より（2020年4月30日厚生労働省）

(3)適切な換気や空気清浄機・次亜塩素酸を放出する空間除菌脱臭機の常時稼働をしております

適切な換気を行い、20台以上の機器を24時間稼働し常に清潔な空間を保てるようにしております。

2-2. 患者様への対応

(1) 来院時の体温測定の実施

来院時に体温計もしくは検温器による体温測定をお願いしております。健康診断受診の場合、発熱・咳などの諸症状がある時は同意の上まずは保険診療を受診して頂き受診の可否を判断、または受診を避けていただき、受診の予約日を延期してもらうようご協力を頂いております。

(2) マスクの着用

来院時マスクを着用されていない場合は、使い捨てマスクをお渡しし、着用をお願いしております。

(3) 手指の洗浄

こまめなアルコールによる手指の消毒をお願いしております。(アルコールのアレルギーがある場合は、流水と石鹸による手指の洗浄やクロルヘキシジンによる洗浄) またクリーンキーパーが巡回し、手指消毒をさせていただきます。

(4) 定期的な換気

院内を定期的に換気を行います。また、診察時などは特に個人情報やプライバシーに配慮した上で、空気の通りを良くしております。

(5) 距離の確保

密集・密接を避けるため、患者様間の距離の確保、受診者と従業員が対面で話す際の距離の確保が出来るよう配慮致します。

2. 従業員の感染予防対策

2-1. 従業員の自己管理と予防

(1) マスクまたはフェイスシールドの着用

従業員は原則マスクの着用を必須としております。また、患者様と接触する機会が多い従業員は、フェイスシールドやゴーグルの着用を行います。

(2) 手洗い・うがい

定期的に1回は、手洗い・うがいを行っております。

(3) アルコール洗浄液による手指の洗浄

離席時・着席時や医療行為の動作毎にアルコール洗浄液による手指の消毒を行います。また職員休憩室やロッカー室の備品においても消毒を行い、職員間で感染が起こらないように努めます。

(3) 毎日の体温測定と諸症状の有無の記録

感染症サーベイランスの為、必ず出勤日には出勤時・退勤時、休日は朝夕にそれぞれ体温測定を行い体温の把握、諸症状の把握、行動歴の把握を行っております。

発熱や咳などの諸症状がある場合には出勤せず、上長へ連絡した上で自宅にて待機することを指示しております。

(5) 自宅待機から復帰に関して

発熱や咳などの諸症状がある従業員が復帰する際には、医師の診察を受けてから必ず復帰することとし、職場復帰後も、一か月は、体調管理に厳に努めます。

(6) 従業員に新型コロナウイルス感染者が発生した場合

保健所等の指示に基づき直ちに万全の対応を行います。治癒したと認められた従業員は、保健所等の指導に基づき、出勤を再開します。

(7) 不要不急の外出を控える

なるべく公共の交通機関は使用せず3密（密集、密閉、密接）に該当する場所を避け、不要不急の外出はしないようにしております。また複数人（3名以上）での食事やクラスター感染が起こりそうな場所（パチンコ、商店街、クラブ、カラオケ等）には出かけないようにしております。